

2025年度 神奈川大学・神奈川大学大学院交換留学生(受入れ)募集要項

学術交流協定及び学生交換に関する覚書を締結している協定校からの交換留学生を、以下のとおり募集します。

1. 神奈川大学交換留学制度について

神奈川大学交換留学制度では、学部生および大学院生(授業履修コース)については単位修得、大学院生(研究推進コース)については研究活動を主目的として、真摯に学修に取り組むために本学での留学を希望する者を募集いたします。なお、科目履修言語は、日本語もしくは英語です。履修言語に応じて、日本語および/または英語の言語能力証明書を提出してください。両言語で履修予定の場合には、両言語の能力証明書の提出が必要です。「6. 出願方法・提出書類」をご確認ください。

本学協定校からの交換留学生は、神奈川大学の学部または研究科に所属し、以下のとおり学修・研究活動を行います。なお、登録可能な科目数は所属する学部・研究科の学期ごとの履修上限単位数によります。

各学部研究科の学期ごとの履修上限単位数: <https://kanagawa-u.box.com/s/rpcjav0vrzyls3iq73bq764785w4bg9d>

- 学部生:所属する学部の専門科目並びに日本語及び日本関連科目を中心に履修します(演習科目など、交換留学生は履修できない科目が一部あります)。
- 大学院生:研究科に所属し、交換留学の目的にあわせて以下【大学院交換留学生のコース】に説明のある2コースのいずれかを選択する必要があります。派遣元大学の履修条件をよく確認し、出願時の出願書類にてコースを選択してください。ただし、授業履修コースを希望する方の志望する研究科が、授業履修コースの受入れを行わない場合には、他の研究科を選択するか、学部にも所属していただくことになります。学部にも所属する場合の履修可能科目などの諸条件は、学部生と同じになります。

【大学院交換留学生のコース】

大学院交換留学生のコースは以下の2通りです。大学院交換留学生は、出願書類①神奈川大学・大学院 交換留学生願書(Forms)および出願書類⑧学習計画書/研究計画書の中で希望の大学院交換留学生のコースを選択してください。出願書類①神奈川大学・大学院 交換留学生願書(Forms)のコースの選択を正式な希望として受け付けますので以下をよく読み、正しくコース選択を行ってください。

- 授業履修コース(専門分野の研究活動は行わず、日本語や日本関連科目のほか、幅広い専門分野の科目履修を希望する留学生対象)
 - ・研究科に所属をするが、学部、大学院レベルの制限なく科目履修を許可する。ただし、最低1科目の所属研究科の科目を含む6科目以上の履修登録を義務付ける。
 - ・研究指導を行う教員の割り当ては行わない。
 - ・志望する研究科が「授業履修コース」での交換留学生を受け入れない場合には、他の研究科に所属するか、学部にも所属すること。
- 研究推進コース(専門分野の研究活動に従事することを主な目的とする留学生対象)
 - ・研究計画書をもとに、志望する研究科にて研究指導を行う教員の割り当てが可能の場合に受け入れる。研究テーマが一致し受入れ交換留学生を受け入れ可能な教員がない場合には、受入れ不可となる場合もしくは研究

内容の変更を依頼する場合がある。

- ・プログラム終了時には、研究成果をまとめた研究報告書の提出を義務付ける。
- ・最低1科目の所属研究科の科目の履修登録を義務付ける。

研究推進コースを希望する大学院交換留学生については、指導教員を決定するために研究内容が必要となりますので、出願書類⑧学習計画書／研究計画書に学習・研究に関する計画をできるだけ詳しく書いてください。さらに希望する指導教員の氏名も以下の URL を参照の上、記入してください。専門が異なる場合には受入れ不可となる可能性があるため、必ず、ご自分の専門や研究の領域と合致する指導教員を選択してください。

<http://kenkyu.kanagawa-u.ac.jp/kuhp/KgApp>

<研究科ごとの「授業履修コース」または「研究推進コース」の受入可否 一覧>

研究科名	「授業履修コース」または「研究推進コース」の受入可否
法学	どちらも可
経済学	どちらも可
経営学	どちらも可
人文学	研究推進コースのみ受入可
人間科学	どちらも可
理学	研究推進コースのみ受入可
工学	どちらも可
歴史民俗資料学	どちらも可

2. 留学期間

本学での交換留学期間は1学期間または1年となります。前学期は4月～7月、後学期は9月～翌年1月となり、学期開始時期は4月または9月から選ぶことができます。

本学ではほとんどの科目が学期制となっているため、9月からの留学も、また半年間の留学も可能ですが、一部の4月から始まる通年科目は履修できません。出願後の留学期間の変更は原則認めていませんので、事前に決めたいうえで出願してください。

3. 交換留学に関する問い合わせ

交換留学に関するURL	https://www.kanagawa-u.ac.jp/international/welcome/exchange/
交換留学に関する問い合わせ先・書類郵送先	神奈川大学 国際センター 〒220-8739 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-5-3 TEL:+81-(0)45-664-3770 / Fax:+81-(0)45-481-6011 Email: intl-application@kanagawa-u.ac.jp ※出願の前の質問は所属大学の担当者に確認してください。 ※本募集要項を必ずご一読の上で問い合わせメールを送るようご協力をお願いいたします。

4. 交換留学申込み・留学までのスケジュール

学年暦については受入れ決定後、改めてお知らせします。スケジュールは変更となる可能性があります。また、日本政府の方針等により日本への入国が困難な場合、オンラインの履修を行うなど母国から遠隔での交換留学となる可能性があります。

内容	前学期(2025年4月)からの留学	後学期(2025年9月)からの留学
① 派遣元大学担当者からのオンラインノミネーション期間	2024年8月1日～2024年9月30日	2025年2月1日～2025年2月28日
② 出願学生のオンライン出願期間(※①で派遣元大学からノミネートされた学生の出願のみ受け付けます。この期間に全ての出願書類提出を完了してください。提出が完了できない場合には、原則出願を受け付けません。)	2024年8月1日～2024年10月5日	2025年2月1日～2025年3月5日
③ 入学許可の連絡、オリエンテーション等留学の詳細連絡	2024年12月上旬	2025年6月上旬
④ 日本語オンラインプレイスメントテスト ※受験対象者には別途連絡します	2024年12月上旬～12月中旬および1月下旬～2月上旬の2回	2025年6月上旬～中旬および8月上旬～中旬の2回
⑤ 在留資格認定証明書をEメールにて送付	2025年1月下旬～2月下旬	2025年6月下旬～7月下旬
⑥ オンライン入国前 ZOOM オリエンテーション(バディ顔合わせ等)	2025年3月中旬	2025年8月下旬
⑦ 来日	2025年3月中旬	2025年9月初旬
⑧ 対面オリエンテーション、履修相談会、履修登録	2025年3月下旬～4月上旬	2025年9月初旬～9月中旬
⑨ 授業開始	2025年4月第1週	2025年9月第3週
⑩ 授業終了	2025年7月中旬	2026年1月中旬
⑪ 修了式 ※	2025年7月中旬	2026年1月中旬
⑫ 期末定期試験 ※	2025年7月下旬	2026年1月下旬

5. 出願資格

神奈川大学・大学院交換留学の出願資格は、以下のとおりです。

- (1) 神奈川大学・大学院と学生交換協定を結んでいる大学・大学院に在籍する学生であり、その大学が責任を持って推薦する者
- (2) 原則オリエンテーションから修了式・期末定期試験終了まで、すべてのプログラムに参加できる者(オリエンテーション開始後の入国、修了式・期末定期試験前の帰国は認められません。) ※上記4表内の※の日程を参照
- (3) 神奈川大学での交換留学開始時に、学部生は協定校に1年(2学期間)以上在籍している者、大学院生については協定校に半年(1学期間)以上在籍している者
- (4) 神奈川大学の学則および受入れ交換留学生の誓約書兼承諾書に記載のある内容を遵守できる者
- (5) 以下に相当する語学能力を有する者

学部/研究科			言語能力の要件
学部	横浜キャンパス	法学部、経済学部、人間科学部、工学部、建築学部、化学生命学部、情報学部	N2 以上に相当する日本語力を有すること。
		理学部	N2 以上に相当する日本語力を有すること。または、科目履修に十分な英語力を有すること (CEFR:B1 程度)。
	みなとみらいキャンパス	外国語学部、国際日本学部 (日本文化学科、歴史民俗学科)	N2 以上に相当する日本語力を有すること。
		経営学部、国際日本学部 (国際文化交流学科)	N2 以上に相当する日本語力を有すること。または、科目履修に十分な英語力を有すること (CEFR:B1 程度)。
大学院	横浜キャンパス	法学研究科、人間科学研究科、歴史民俗資料学研究科	N2 以上に相当する日本語力を有すること。
		理学研究科	N2 以上に相当する日本語力を有すること。または、科目履修、及び研究に十分な英語力を有すること (CEFR:B1 程度)。
		経済学研究科、工学研究科	N2 以上に相当する日本語力を有すること。ただし、英語で研究指導を希望する場合は、表外の※2 を参照すること。
	みなとみらいキャンパス	経営学研究科、人文学研究科	N2 以上に相当する日本語力を有すること。または、科目履修、及び研究に十分な英語力を有すること (CEFR:B1 程度)。

※1 日本語能力試験 (JLPT) 未受験の場合は、「神奈川大学日本語能力評価票」(本学所定書式)で出願資格相当またはそれ以上の日本語能力を有していることを証明することで出願が可能となります。ただし、日本語科目 (語学科目) の履修登録については、一定の制限があります。

※2 経済学研究科・工学研究科については、英語で研究指導が可能な教員が事前に内諾した場合に限り、出願を認めることがあります。詳細はお問い合わせください。

6. 出願方法・提出書類

<出願方法>

出願にあたっては、所属する派遣元大学の担当部局から正式な承認を事前に得た上で、出願期間内に①神奈川大学・大学院 交換留学生願書 (Forms) の提出を行い、すべての書類を提出してください。出願期間に全ての書類提出が完了できない場合には、原則出願を受け付けられません。出願に必要な神奈川大学所定書式および提出方法はオンラインノミネーションをされた出願者へEメールでお送りします。

出願後、国際センターより出願者へ受領確認の連絡をします。出願内容の確認や書類の修正等をお願いすることがあります。また、希望の所属学部、学科、研究科については、希望履修科目や研究内容等と照らし合わせたうえで、変更を依頼することがあります。

<出願書類>

書類は全て履修言語に応じて日本語または英語で作成してください。その他言語の書類については、日本語または英語訳を添付してください。

2023 年度より出願書類の原本の郵送はなくなりました。しかしながら、在留資格認定証明書を出願する段階で、出入国在留管理庁から原本の提出を求められた場合には、郵送を依頼することがありますので、出願書類は保管しておいてください。郵送は、必ず配達記録が残る方法で行ってください。なお、出願後は書類の返却はいたしません。

提出方法	提出書類		書式	期限
・オンラインで 出願	①	神奈川大学・大学院 交換留学生願書 (Forms)	所定	オンライン出願・提出書類 締め切り 【2025年4月留学開始】 2024年10月5日まで 【2025年9月留学開始】 2025年3月5日まで ・出願完了後、国際センターより出願者へ受領の連絡をします。
	②	在学証明書	—	
	③	成績証明書	—	
	④	在留資格認定証明書交付願書	所定	
	⑤	経費支弁者名義の銀行預金残高証明書	—	
	⑥	【大学院生研究推進コースの学生のみ】 推薦書 ※出願者本人をよく知る人物が作成したもの	—	
	⑦	言語能力試験 合否・スコア結果通知のコピー 【日本語で授業履修をする者】 ・日本語能力試験 合否結果通知書のコピー ・(未受験もしくは、N3 以下の場合) 神奈川大学日本語能力評価票 【英語で授業履修をする者】 ・英語能力試験 合否・スコア結果通知書のコピー (ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定、 GTEC、IELTS、TEAP、TOEFL iBT® TOEIC®L&R 等) ・(未受験もしくは、CEFR B1 未満の場合) 神奈川大学英語能力評価票 ※ 言語能力試験合否・スコア結果通知は出願時に有効期限内のものを提出してください。 ※ 日本語開講科目と英語開講科目の両方を履修希望の者、履修の可能性のある者は両言語の能力証明書を提出してください。 ※ 英語能力試験の CEFR 換算については こちら を参照してください。 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/091/gijiroku/_icsFiles/afielldfile/2018/07/27/1407616_003.pdf ※ 英語が公用語である協定校の学生については、英語能力証明書は不要です。	— 所定 — 所定	
	⑧	学習計画書／研究計画書	所定	
	⑨	パスポートのコピー	—	
	⑩	証明写真 (3cm×4cm) ※必ず 1 カ月以内に撮影したもの	—	

※ 受入が決定した学生には健康診断書(本学所定書式)の提出を求めます。詳細は、後日対象者にお知らせいたします。

※ 工学研究科建築学専攻を希望する場合の追加資料(建築学部については、希望者は提出してもよい)

・オンラインで 出願	⑪	ポートフォリオ(15ページ以内)	—	期限: 同上
---------------	---	------------------	---	-----------

※ 国籍が慎重審査対象国(出入国在留管理庁の定めによる)の学生で、経費支弁者が本人でない場合の追加資料(詳細はお問い合わせください。)

・オンラインで 出願	⑫	経費支弁書	所定	期限: 同上
	⑬	親族関係公証書	—	

7. その他

<留学ビザ(在留資格認定証明書)について>

在留資格認定証明書は、神奈川大学が交換留学生の代理として出入国在留管理庁に出願します。

在留資格認定証明書は、出願者へ電子データで送付されますので、在留資格認定証明書を受け取り次第直ちに、日本大使館または日本領事館に行き、留学ビザを出願してください。詳しくは入国前ハンドブックにて説明をします。

<学生宿舎・ホームステイについて>

希望者には、学生宿舎および外部のホームステイの斡旋業者等の紹介をしています。オンラインで交換留学の出願を行う際に出願してください。詳しくは入国前ハンドブックにて説明をします。

<履修科目について>

学部生および授業履修コースの大学院生は留学ビザの要件を満たすために、最低 6 科目/学期(1 科目=100 分/週、週 600 分)履修する必要があります。

研究推進コースの大学院生は研究時間を多く要するため、この基準は適応されませんが、最低 1 科目以上、所属研究科の授業科目を履修してください。また、週の学修・研究時間の合計は 10 時間以上である必要があります。

その他科目履修の詳細は下記ウェブサイトを参照の上、事前に計画を立ててください。

・シラバス

http://ku-syllabus.kanagawa-u.ac.jp/syllabus_pub/index.html

・英語で開講される科目

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/international/welcome/exchange/>

「英語による開講科目一覧 Subjects conducted in English」Excel ファイル参照

※英語による開講科目一覧は参考資料であり、留学学期に開講されない可能性もございます。

<奨学金について>

神奈川大学は「米田吉盛教育奨学金」を設けており、下記の出願資格及び給付条件を満たす協定校からの受入れ交換留学生は、申請をすることができます。

・本学と協定を結ぶ海外の大学及び大学院から本学又は本学大学院に受け入れる交換留学生で、学業成績、人物ともに優れた者で以下 1~3 の給付条件すべてを満たすものとして派遣元大学からのオンラインノミネーション時に奨学生候補者として推薦された者。ただし推薦人数は各学期につき各大学から 1 名を上限とする。(人数は、協定校あたり「1 名/学期」であり、協定校からの 1 回の推薦あたり 1 名ではありませんのでご注意ください。例えば、2025 年度後学期に 2025 年度前学期から留学期間 1 年間の交換留学生が在籍し、さらに 2025 年度後学期に留学期間半年の交換留学生を新し

く推薦する場合、2025 年度後学期の交換留学生は2名となります。その場合、奨学金受給者として推薦できるのは、継続の学生と新規の学生の両方ではなく、2名のうちのいずれか1名になります。)

1.直近の学期終了までの成績評価係数が2.3以上(3点満点)であること。

※成績評価係数が3点満点で算出されていない場合については、日本学生支援機構(JASSO)「海外留学支援制度(協定受入れ)」の成績評価係数算出方法を準用し、神奈川大学で再計算する。

2.経済的理由により、経済支援が必要な者。

3.該当年度の日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)募集要項における「乙」、「丙」区分の国・地域の協定校に所属していること。ただし、大学院研究推進コースを希望する大学院博士前期課程2年次以上に在学する学生(本学での留学開始時)及び博士後期課程に在学する学生(本学での留学開始時)は「乙」、「丙」区分の国・地域の区分に関係なく申請が可能である。

■日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)募集要項における「乙」、「丙」区分の国・地域

<https://kanagawa-u.box.com/s/07eu6sc6ncad47gnwe3styomonbpjpgt>

■給付金額

月額8万円(2025年度受入れ) ※翌年度以降、給付金額が見直される可能性があります。

■給付期間

・4月に留学開始の場合

留学期間が短期の者:4月~7月(4カ月)

留学期間が長期の者:4月~翌年1月(10カ月)

・9月に留学開始の場合

留学期間が短期の者:10月~翌年1月(4カ月)

留学期間が長期の者:10月~翌年7月(10カ月)

※ 申請をしても、審査の結果、採用とされない場合がある。

※ 1年間の留学の場合、第1学期目終了後、本学の成績(GPA2.3以上)、出席率(概ね8割以上)を確認し、第2学期目の奨学金給付を判断する。

※ 大学院研究推進コースの場合は、第1学期目終了後、指導教員に研究活動の状況を確認し、第2学期目の奨学金給付を判断する。

※ 留学期間終了時の学業成績、授業の出席率が著しく不良である場合は、奨学金の返還を求める場合がある。

なお、神奈川大学の交換留学プログラムに対し、日本学生支援機構留学生支援制度の奨学金が割り当てられた場合、そちらの奨学金を給付することがあります。(2024年度の給付はありませんでした)

<安全保障輸出管理に基づく研究活動等について>

本学では、外為法に基づく安全保障輸出管理を徹底しています。交換留学生として、本学に在籍する学生は、本学が定めた安全保障輸出管理に関する諸規則に従い、研究・学修その他の活動を行なっていただくことをご了承ください。

<障がいおよび病気等のある方の対応について>

障がい(発達上の特性、拡大鏡、補聴器、車椅子の使用等)や病気等の理由により、修学に関して配慮を必要とする出願希望者の派遣元大学担当者は、オンラインノミネーション期間中に国際センターまでメールでご相談ください。修学上の配慮に関する申請書をお送りいたします。出願受付後、修学上の配慮について、本学で審査、検討し文書にて派遣元大学

担当者宛に通知します。事前の申請がない場合、または期間後の出願については、修学に関して、配慮できない場合がありますのでご注意ください。

不慮の事故等により、出願後に配慮が必要になった場合は、速やかにお申し出ください。

※事前の申請内容は、神奈川大学交換留学制度の受入合否に一切影響しません。

※神奈川大学では、バリアフリーの環境を目指していますが、十分に設備が整っていない建物や環境もあります。

※神奈川大学障がい学生支援に関するガイドラインを必ずお読みください。

日本語： https://www.kanagawa-u.ac.jp/campuslife/support/difficulty_support/pdf/01.pdf

英語： https://www.kanagawa-u.ac.jp/campuslife/support/difficulty_support/pdf/01_eng.pdf

以上